

令和 8 年第 2 回衣浦東部広域連合議会定例会

議 案 書

(令和 8 年 8 月 2 4 日提出分)

目 次

議案番号	件 名	頁
認定第 1 号	令和 7 年度衣浦東部広域連合一般会計歳入歳出決算認定について	別冊
議案第 1 2 号	衣浦東部広域連合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について	1
議案第 1 3 号	令和 8 年度衣浦東部広域連合一般会計補正予算（第 1 号）について	別冊
報告第 4 号	専決処分について（事故による損害賠償の額の決定及び和解）	3
報告第 5 号	専決処分について（事故による損害賠償の額の決定及び和解）	5
報告第 6 号	専決処分について（事故による損害賠償の額の決定及び和解）	7

議案第 12 号

衣浦東部広域連合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

衣浦東部広域連合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 8 月 24 日提出

衣浦東部広域連合長 小 池 友 妃 子

衣浦東部広域連合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

衣浦東部広域連合職員の特殊勤務手当に関する条例（平成 15 年衣浦東部広域連合条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

別表中「2, 160 円」を「2, 880 円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の衣浦東部広域連合職員の特殊勤務手当に関する条例別表の規定は、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

－提案理由－

この案を提出したのは、人事院規則の一部改正に鑑み、条例の一部を改正する必要があるため。

報告第4号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、事故による損害賠償の額の決定及び和解について専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年8月24日提出

衣浦東部広域連合長 小池友妃子

事故による損害賠償の額の決定及び和解について

本広域連合の職員が関係する事故に伴い、次のとおり損害賠償額を決定し、当該事故に関する和解契約を締結するものとする。

記

1 損害賠償額 8, 400 円

2 事故内容

(1) 発生日時

令和8年5月19日（火）午前10時30分頃

(2) 発生場所

安城市赤松町新屋敷 地内

(3) 経過

当該場所での救急活動中、救急車内へ収容するため、エアストレッチャーを使用し傷病者を搬送していたところ、傷病者の上半身がエアストレッチャーから滑り落ち、傷病者宅の階段で頭部を負傷したもの

3 損害の程度

(1) 当方 損害なし

(2) 相手方 後頭部打撲

4 過失割合

衣浦東部広域連合 100 パーセント 相手方 0 パーセント

令和8年7月1日専決

衣浦東部広域連合長 小 池 友 妃 子

報告第 5 号

専決処分について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、事故による損害賠償の額の決定及び和解について専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 8 年 8 月 24 日提出

衣浦東部広域連合長 小 池 友 妃 子

事故による損害賠償の額の決定及び和解について

本広域連合の職員が関係する事故に伴い、次のとおり損害賠償額を決定し、当該事故に関する和解契約を締結するものとする。

記

1 損害賠償額 23,760円

2 事故内容

(1) 発生日時

令和8年6月16日（火）午後4時30分頃

(2) 発生場所

刈谷市今川町赤羽根地内 路上

(3) 経過

当該道路路肩に停車し、消防水利点検を実施した後、消防車両を発進させた際に、電柱と車両左側後方部が接触したもの

3 損害の程度

(1) 当方 左側後方シャッター、反射板及び車幅灯の損傷

(2) 相手方

ア 電柱

反射板の破損

イ 看板

電柱巻看板の変形及び擦り傷

4 過失割合

衣浦東部広域連合100パーセント 相手方0パーセント

令和8年7月10日専決

衣浦東部広域連合長 小 池 友 妃 子

報告第 6 号

専決処分について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、事故による損害賠償の額の決定及び和解について専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 8 年 8 月 24 日提出

衣浦東部広域連合長 小 池 友 妃 子

事故による損害賠償の額の決定及び和解について

本広域連合の職員が関係する事故に伴い、次のとおり損害賠償額を決定し、当該事故に関する和解契約を締結するものとする。

記

1 損害賠償額 0 円

2 事故内容

(1) 発生日時

令和8年6月23日（火）午後7時52分頃

(2) 発生場所

安城市古井町東川地内 路上

(3) 経過

救急現場から病院への搬送途上において、狹隘道路上で方向転換を行った際に、左サイドミラーが電柱に接触したもの

3 損害の程度

(1) 当方 左サイドミラーの損傷

(2) 相手方 損害なし

4 過失割合

衣浦東部広域連合 100パーセント 相手方 0パーセント

令和8年7月6日専決

衣浦東部広域連合長 小 池 友 妃 子

